

平成 年分 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
支払確定日	収入	費用	損益分配割合	支払金額	源泉徴収税額						
年月日	千円	千円	%	千円	千円						
計算期間	自年月日至年月日		事業の内容								
組合	所在地	名称									
納税管理人	住所又は居所	氏名									
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①					②					

○個人番号又は法人番号一欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
支払確定日	収入	費用	損益分配割合	支払金額	源泉徴収税額						
年月日	千円	千円	%	千円	千円						
計算期間	自年月日至年月日		事業の内容								
組合	所在地	名称									
納税管理人	住所又は居所	氏名									
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①					②					

○個人番号又は法人番号一欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
支払確定日	収入	費用	損益分配割合	支払金額	源泉徴収税額						
年月日	千円	千円	%	千円	千円						
計算期間	自年月日至年月日		事業の内容								
組合	所在地	名称									
納税管理人	住所又は居所	氏名									
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①					②					

○個人番号又は法人番号一欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
支払確定日	収入	費用	損益分配割合	支払金額	源泉徴収税額						
年月日	千円	千円	%	千円	千円						
計算期間	自年月日至年月日		事業の内容								
組合	所在地	名称									
納税管理人	住所又は居所	氏名									
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①					②					

○個人番号又は法人番号一欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

## 【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書】

※ 様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 1 項第 4 号に規定する利益について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地。）を記載すること。
  - (2) 「支払確定日」の欄には、その利益に係る法第 212 条第 5 項に規定する金銭等の交付をした日を記載すること。
  - (3) 「収入」の項には、その利益に係る法第 161 条第 1 項第 4 号に規定する組合契約（以下この表において「組合契約」という。）に基づいて法第 2 条第 1 項第 8 号の 4 に規定する恒久的施設を通じて行う事業（以下この表において「組合事業」という。）から生ずる収入金額を記載すること。
  - (4) 「費用」の項には、組合事業から生ずる収入に係る費用の額を記載すること。
  - (5) 「損益分配割合」の項には、その利益に係る組合契約に定める損益分配割合を記載すること。
  - (6) 「支払金額」の項には、その支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
  - (7) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
  - (8) 「計算期間」の欄には、その利益に係る組合契約に定める計算期間を記載すること。
  - (9) 「事業の内容」の欄には、その利益に係る組合事業の内容を記載すること。
  - (10) 「組合」の「所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況によるその利益に係る組合契約による組合（これに類するものを含む。）の国内事務所等（当該国内事務所等が二以上ある場合には、そのうち主たるものとする。）の所在地を記載するものとし、当該組合の主たる事務所が国外にある場合には、その国外にある主たる事務所の所在地を「摘要」の欄に記載すること。
  - (11) 法第 180 条第 1 項又は法第 214 条第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
  - (12) 租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。